

相談できる 窓口があります。

区ではこどもに関する様々な悩みを相談できる窓口を開設しています。
お気軽にご相談ください。

・ワンストップ型教育相談窓口

相談時間 月~金 9:00~16:30 ※土・日曜、祝日、年末年始除く

電話番号 03-3649-3834

・5to9マンデーなんでもチャット相談

相談時間 毎週月曜17:00~21:00

チャット相談できない日時でも相談メッセージはいつでも送信できます。
ただし、その回答は翌月曜日のチャット相談での回答になります。
緊急の場合は、電話での相談をご活用ください。

※ 配布されている相談カードの2次元コードからいつでもアクセス可能
対象:江東区立小学校・義務教育学校(前期課程)の5・6年生
江東区立中学校・義務教育学校(後期課程)の生徒

・江東区こどもの虐待ホットライン

相談時間 月~土 9:00~18:00 ※日曜、祝日、年末年始除く

電話番号 03-3646-5481



江東区こどもの権利に 関する条例ができました!

こどもの権利ってなんだろう?

すべての人は生まれた時から幸せに生きるための権利をもつていて、
こどもも、一人の人間として大切にされます。
みなさんが生活する中であまりまえに遊んだり、勉強したりすることは、
実は権利として認められていることなのです。

条例が制定されました

江東区は、こどもの権利を大切に守るための考え方を定め、みんなで江東区の
子どもの健やかな育ちを支えていくために条例を作りました。

大切な考え方 (第3条)



こどもは、生まれた時から権利を持つ人として、生活の
あらゆる場面において、その権利が大切にされます。



こどもは、自分の権利が大切にされるのと同じように自分
以外の人の権利も大切にします。



おとなは、こどもに対して何か行う時には、こどもにとって
最もよいことができるようと考えていきます。

どんな権利があるの?

安心して生きる権利

安心して生きるため、
次の権利が守られます。

たと
えば…

- 命が守られ、愛され、大切にされること
- 心や身体に暴力を受けないこと
- どんな差別もされないこと



自分らしく育つ権利

自分らしく育つため、
次の権利が守られます。

たと
えば…

- 遊んだり、休んだり、勉強したりすること
- 仲間を作つて集まること
- 自分の個性が大切にされること



自分の意見などを 明らかにし、参加する権利

自分にかかわりのあることについて意見を伝えたり、様々な活動に参加するため、次の権利が守られます。

たと
えば…

- 自分の意見を自由に伝えること
- おとなと同じように自分の意見が大切にされること
- 自分の考えで様々な活動に参加すること



守られる権利

自分の心や身体を守るため、
次の権利が守られます。

たと
えば…

- 健やかな育ちを害するものから守られること
- プライバシーや名誉が守られること
- 困ったことがあった時におとなに相談できること



～子どもの権利を守るために大人の役割～

保護者

- ①こどもにとって最もよいことを一番に考え、豊かな愛情を持ってこどもに接し、こどもの権利が守られるように努めます。
- ②必要に応じて、区や区民、育ち学ぶ施設などと力を合わせてこどもが健やかに育つように努めます。



区民

- ①地域全体でこどもを育てていくことを理解し、力を合わせてこどもの権利が守られるように努めます。
- ②こどもが健やかに育つことができる環境づくりに努めます。
- ③地域でこどもを見守り、区と一緒にこどもが安全に安心して過ごすことができるまちづくりに努めます。



こども

- ①こども、保護者、区民、育ち学ぶ施設や関係する人たちと力を合わせてすべてのこどもの権利が守られるための取組を進めます。
- ②この条例の考え方をもとにこどもの権利を守る取組を進めていくための計画をつくります。
- ③こどもに関係する様々な取組を行う時には、この条例の考え方をもとに進めます。
- ④こどもや保護者、区民、育ち学ぶ施設の関係者などにこどもの権利についての考え方を理解してもらえるように取組を進めます。
- ⑤育ち学ぶ施設や家庭、地域社会などで、こどもがこどもの権利について自ら学び、自分と自分以外の人の権利を大切にしあうことができるようになるための取組を進めます。

育ち学ぶ施設

- ①こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるようにするための支援を行い、こどもの権利が守られるように努めます。
- ②育ち学ぶ施設がこどもの健やかな育ちのために大切な役割を持っていることを理解し、こどもを支援する力を高めるように努めます。
- ③保護者が家庭で安心して子育てができるようにするための支援を行い、こどもの権利が守られるように努めます。
- ④育ち学ぶ施設の情報について、保護者や区民に伝え、お互いに力を合わせて育ち学ぶ施設を運営するように努めます。

江東区